

大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和5年5月

大 阪 市

目 次

I	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	本市における行動計画策定等の経緯	1
3	対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	2
II	新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	2
1	対策の目的及び基本的な戦略	2
2	対策の基本的な考え方	3
3	対策の留意点	6
4	被害想定	7
5	社会・経済への影響	8
6	発生段階	9
7	対策推進のための役割分担	10
8	医療提供等における本市と大阪府との役割分担の考え方	14
9	市行動計画の主要 6 項目及び横断的留意点	18
III	各発生段階における対策	29
1	未発生期	29
(1)	実施体制	29
(2)	サーベイランス・情報収集	30
(3)	情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発	31
(4)	予防・まん延防止	32
(5)	医 療	34
(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	35
2	府内未発生期	37
(1)	実施体制	37
(2)	サーベイランス・情報収集	38
(3)	情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発	39
(4)	予防・まん延防止	40
(5)	医 療	41
(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	42

3 府内発生早期	44
(1) 実施体制	44
(2) サーベイランス・情報収集	45
(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発	46
(4) 予防・まん延防止	47
(5) 医 療	49
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	50
4 府内感染期	53
(1) 実施体制	53
(2) サーベイランス・情報収集	54
(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発	54
(4) 予防・まん延防止	56
(5) 医 療	57
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	58
5 小康期	61
(1) 実施体制	61
(2) サーベイランス・情報収集	61
(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発	61
(4) 予防・まん延防止	62
(5) 医 療	62
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	62
特定接種の対象となる業種・職務について	63
用語解説	72

(各ページの「*」の専門用語についてアイウエオ順に解説しています)

I はじめに

1 新型インフルエンザ※等対策特別措置法の制定及び改定

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック※）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症※の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性※が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関※、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置※等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

なお、令和元年 12 月に中華人民共和国湖北省武漢市を中心に流行して以降、全世界に感染拡大した新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）の施行により、特措法に位置づけられこととなったが、今回、令和 5 年 5 月 7 日付で新型コロナウイルスが感染症法上の分類が 2 類から 5 類に引き下げられるとともに、特措法から除外されたため、「市行動計画」の対象から除外することとした。

2 本市における行動計画策定等の経緯

本市においては、特措法の制定前から、国の行動計画・ガイドライン等を踏まえ、平成 18 年 1 月に「大阪市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「既存行動計画」という。）を策定。

しかし、平成 21 年（2009 年）の既存行動計画が、鳥インフルエンザ※由来の病原性※が高い場合のみを想定したものであったことから、新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009※のような病原性の低いウイルスに対しても、臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、平成 22 年 4 月に既存行動計画を改定。

国民の生命及び健康を保持し、国民生活及び経済に及ぶ影響を最小限に抑えることを目的として新型インフルエンザ等の発生時における措置等を定めた特措法や

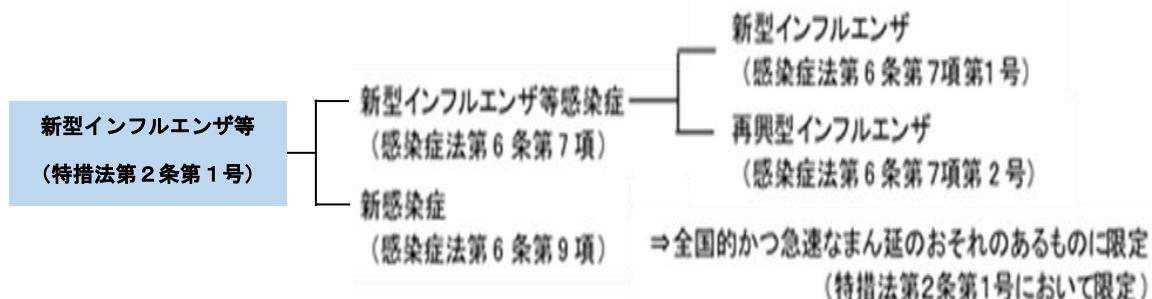
「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「大阪府行動計画」という。）における考え方や基準を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、特措法第8条の規定により、「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定。

令和2年、改正法により、新型コロナウイルス感染症が特措法に位置付けられたことなどを踏まえ「市行動計画」を改定したが、今回、新型コロナウイルス感染症法上の分類が2類から5類に引き下げられるとともに、特措法から除外されたことから、「市行動計画」を修正した。今後、更に新型コロナウイルス感染症発生期の対応を検証し、「市行動計画」の見直しを行う。

3 対象となる新型インフルエンザ※等感染症及び新感染症※

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）
- (3) 特措法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症



II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ※等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、航空機網の発展等による輸送手段の高速化、大量化や都市への人口集中などにより、短期間で国内へ侵入するリスクは避けられないと考えられる。

病原性※が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、

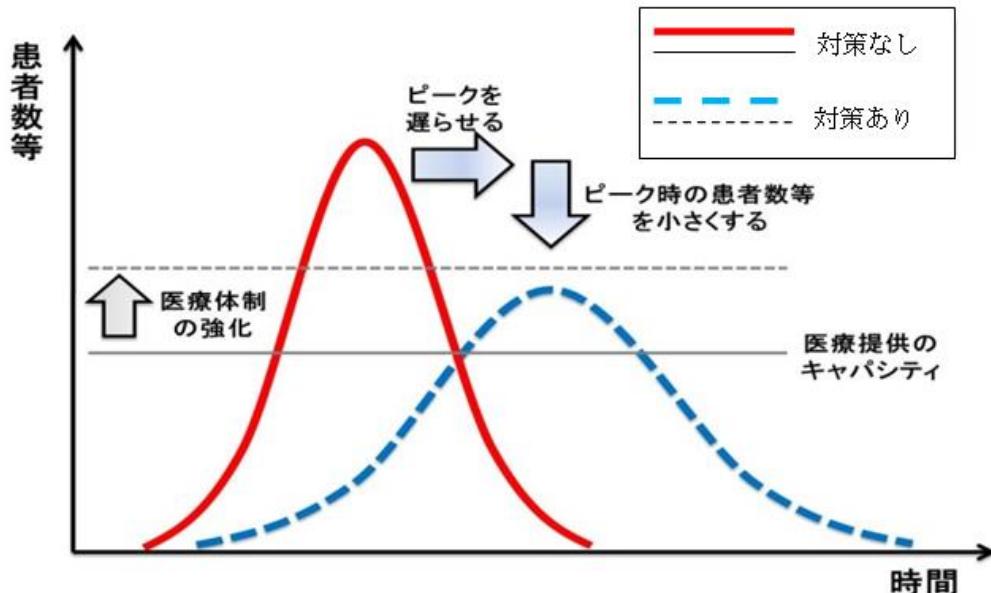
市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えるかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、本市と国、大阪府、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者発生等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

- 市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画（BCP）※の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活及び市民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。



2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ※等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミック※の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きな

リスクを背負うことになりかねない。

従って、行動計画においては、病原性^{*}の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（実際の対策については、「Ⅲ 各発生段階における対策」の項において、発生段階ごとに記載する。）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択する。

(1) 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬^{*}、衛生・医療用品等の備蓄や地域における医療体制の整備、市民に対する啓発や自治体・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。

(2) 世界で新型インフルエンザ^{*}等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。海外で発生している段階で、市内において万全の体制を構築するためには、我が国が島国という特性を生かし、国が行う検疫体制の強化等への協力により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

(3) 大阪府内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬^{*}等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について検討する。病原性^{*}に応じては、学校等の休業や本市・区主催のイベントの中止、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

また、新感染症^{*}の場合には治療法がない場合もあり、ワクチン開発や治療法確立までに、流行のピークを迎えることのないよう、市民の積極的な感染予防

策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。

(4) 国内外の発生当初等、病原性※・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策についてはその縮小、もしくは中止を図るなど見直しを行うこととする。

(5) 大阪府内で感染が拡大した段階では、国、大阪府、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが予想される。

従って、初期の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

(6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、本市が大阪府対策本部等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようになり、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ※等への対策は、特定都道府県知事である大阪府知事が実施する不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬※等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、事業の性質や規模など事業所の実情をふまえ、平常時より事業継続マネジメント（BCM）※の構築ならびに事業継続計画（BCP）※の策定を推進し、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、事業者の従業員やサプライチェーン※を構成する関係者の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、大阪府、本市、指定（地方）公共機関※による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄等の準備を行うことが必要であ

る。

新型インフルエンザ等対策は、日頃から手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が重要となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症^{*}が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 対策の留意点

本市、大阪府、指定(地方)公共機関^{*}は、新型インフルエンザ^{*}等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、大阪府行動計画、市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施については、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等の実施にあたって、国民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等の対策を実施するための必要最低限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性^{*}の程度や、抗インフルエンザウイルス薬^{*}等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要のないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、大阪府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合的な推進にあたり、特に必要があると認める場合には、大阪府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、本市は、未発生の段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言^{*}」という。）がなされる場合に備え、大阪府との意見交換を行い、必要事項については調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本市は、市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 被害想定

新型インフルエンザ※等の流行規模は、ウイルスの病原性※や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。

政府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画の中で示されたCDC(米国疾病管理予防センター)モデルによる推計を参考に、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

	全 国	大阪府	大阪市
人口(令和2年)	約1億2,615万人	約884万人	約275万人
罹患者数(25%)	約3,154万人	約221万人	約69万人
(アジアインフルエンザ並みの致命率※0.53%の場合による推計)			
受診患者数	約2,500万人 (上限値)	約173万人 (上限値)	約51万人 (上限値)
入院患者数	約53万人 (上限値)	約3万7千人 (上限値)	約1万4千人 (上限値)
死亡者数	約17万人 (上限値)	約1万2千人 (上限値)	約3,600人 (上限値)
1日当たり最大入院患者数	約10万1千人 (流行発生から5週目)	約7千人 (流行発生から5週目)	約2,100人 (流行発生から5週目)

大阪市域での規模予測

流行時の最大ピーク時の健康被害（一週間あたり）

集中治療室利用者数 459人

人工呼吸器※利用者数 229人

死亡者数 451人

【留意点】

- これらの推計に当たっては、過去にはなかった新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬※等の効果や、現在の医療体制、衛生状況等被害軽減要素を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 未知の感染症である新感染症※については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザ※と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて対策の対象としている。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染※・接触感染への対策を基本としつつも、飛沫核（空気）感染※対策も念頭に置く必要がある。

5 社会・経済への影響

新型インフルエンザ※等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- (1) 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。
罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校(学校教育法第1条第1項、第124条、第134条に規定する学校を指す。以下同じ)・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

【参考：新型インフルエンザ等対策が自然災害等や他の感染症対策と異なる点】

- 新型インフルエンザ等の流行は、いずれは発生するが、その時期は予測不可能であり、その予兆を捉えることは困難である。
- 新型インフルエンザ等の流行は全国で同時に発生することが予想されるため、自然災害のように被災していない地域からの応援を求めるることは困難である。
- 新型インフルエンザ等の被害は、数週間から数か月の中長期に渡り発生することが想定される。
- 医療従事者の感染リスクが最も高いことから医療体制の確保に影響を及ぼす。

- ワクチンの必要量を確保するためには相当期間を要する。
- 感染拡大を抑制するためには、行政や医療機関等関係機関のみならず、市民一人ひとりの正しい理解と協力が不可欠である。

6 発生段階

新型インフルエンザ※等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。地域での各発生段階は、大阪府が必要に応じて国と協議の上、柔軟に判断することになっていること、並びに本市が近畿地方の行政・経済・文化・交通の中心都市であり、広域的な人の往来があることを踏まえると、本市独自の発生段階を設定するよりも大阪府が定める段階に応じたものとすることが適切である。

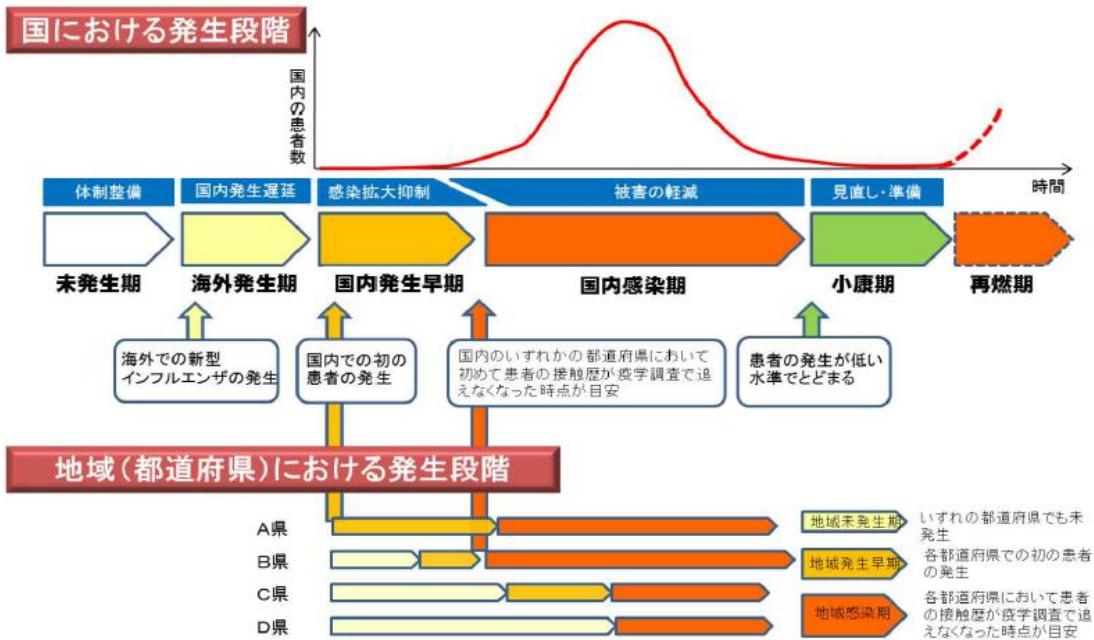
本市及び関係機関等は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言※が発出された場合には、対策の内容が変化する。

【参考：発生段階とWHO※のフェーズ※との対応表】

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1, 2, 3又は相当する公表等
海外発生期	
国内発生早期	フェーズ4, 5, 6又は相当する公表等
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック※期又は相当する公表等

発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいすれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、大阪府内では発生していない状態	
府内発生早期	大阪府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内発生早期
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小 康 期

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO*(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。

(2) 大阪府の役割

- 大阪府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。

- ・ 大阪府は、新型インフルエンザ※等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止等の対策に関し、大阪府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- ・ 大阪府は、新型インフルエンザ等の発生時には、大阪府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、大阪府内の状況に応じて判断を行い、大阪府行動計画等に基づき、対策を実施する。
- ・ 大阪府は、大阪府内に緊急事態宣言※が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置※」という。）を適切に講じる。
- ・ 大阪府は、市町村及び指定(地方)公共機関※等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（3）本市の役割

- ・ 本市は、市民に最も身近な地方公共団体として、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、要配慮者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、大阪府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・ 本市は、新型インフルエンザ※等の発生前は、政府行動計画や大阪府行動計画等を踏まえ、市民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、本市の状況に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 本市は、感染症法上、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、大阪府と医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。
- ・ 本市は、新型インフルエンザ等の発生後、国が緊急事態宣言※を発出し、大阪府が緊急事態措置※を講じる際には適切に連携・協力し、市対策本部を設置するとともに、国及び大阪府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
- ・ 本市は、搬送体制の整備を行うとともに、大阪府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。

ア 保健所の役割

本市では、1保健所と24区役所に各区保健福祉センター保健業務担当（以下、「各区保健福祉センター」という。）を設置しており、一部、保健所業務を各区保健福祉センターが補助執行している。

- ・ 保健所は、地域における防疫対策及び予防接種業務の中心的役割を担い、管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。

- ・ 保健所は、新型インフルエンザ※等の発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等の準備を行う。
- ・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、本市に関与する医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定(地方)公共機関※を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、公的医療機関、大学附属病院を指す。以下同じ。）や大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関※（以下「協力医療機関」という。）、薬局、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「関係機関対策会議」という。）を開催し、地域における対策を推進する。
- ・ 保健所は、未発生期から、感染症サーベイランス※、及び感染症解析評価検討会等により、発生動向を迅速かつ的確に把握・分析し、対策に役立てるとともに、各区保健福祉センター、関係機関に発生動向調査情報を還元する。
- ・ 保健所は、府内発生早期には、各区保健福祉センターが行う積極的疫学調査※を支援するとともに、病原性※等の把握のための情報収集を行う。
- ・ 保健所は、府内発生早期には、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

イ 各区役所・各区保健福祉センターの役割

- ・ 各区役所は、保健所と連携し、地域における対策の中心的役割を担い、区内の関係機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。
- ・ 各区役所は、区役所機能の強化を図り、区民への迅速かつ効果的な情報収集・情報提供を行うとともに、顔の見える関係性、及び身近な相談場所として、ニア・イズ・ベターの浸透を図り、ソーシャルキャピタルの醸成※を推進する。
- ・ 各区役所は、平時には市民への啓発活動や地域診断に基づく地域特性の分析を行う。また、区広報紙、ツイッターやフェイスブック等を活用し、情報発信を行う。
- ・ 各区役所は、集団発生が起こりやすい介護保険サービス事業者や学校・保育所等と連携し、隨時、情報提供を行う。平常時から地域におけるネットワーク化を強化する。
- ・ 各区役所は、新型インフルエンザ等の発生前に、区内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や区内の体制づくり等の準備を行う。
- ・ 各区役所は、府内発生早期から予防接種、要配慮者対策及び速やかに適切な医療の提供等が行われるよう区内の関係機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。
- ・ 各区保健福祉センターは、府内発生早期には、積極的疫学調査※の実施とともに、発生動向の把握のための情報収集を行う。

(4) 医療機関の役割

医療機関(歯科医療機関を含む。以下同じ)は、新型インフルエンザ※等発生前には

院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ※等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の策定やシミュレーションを行う等事前の準備に努める。また、基礎疾患のある者（人工透析や人工呼吸器※等の特定医療機能が必要な場合や、特定疾患患者など）が安心して医療が受けられるよう体制整備に努める。

ア 感染症指定医療機関※(感染症法第38条)

府内発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。

イ 指定(地方)公共機関※を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関（日赤病院、済生会病院、労災病院等を指す。以下同じ。）及び協力医療機関※

帰国者・接触者外来※の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

ウ 一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。)

府内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受入れ、適切に医療の提供を行う。

【大阪府内の感染症指定医療機関と病床数】

種 別	医療機関名（病床数）
特定感染症指定医療機関	りんくう総合医療センター（2床）
第1種感染症指定医療機関	りんくう総合医療センター（2床） 大阪市立総合医療センター（1床） 市立堺病院（1床）
第2種感染症指定医療機関	りんくう総合医療センター（6床） 大阪市立総合医療センター（32床） 市立堺病院（12床） 市立豊中病院（14床） 市立枚方市民病院（8床）

エ 歯科医療機関

歯科を標榜していない病院と連携し、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、歯科救急をはじめ適切に歯科医療を提供する。

(5) 指定(地方)公共機関※の役割

- ・ 指定地方公共機関は、新型インフルエンザ※等が発生したときは、特措法に基づ

き新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

- ・ 指定(地方)公共機関^{*}は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

(6) 登録事業者の役割

- ・ 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者(以下「登録事業者」という。)は、新型インフルエンザ^{*}等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

- ・ 事業者については、事業の性質や規模など事業所の実情をふまえ、平常時より事業継続マネジメント（BCM）^{*}の構築ならびに事業継続計画（BCP）^{*}の策定を推進し、新型インフルエンザ^{*}等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。
- ・ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

(8) 市民

- ・ 新型インフルエンザ^{*}等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品、衛生用品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 医療提供等における本市と大阪府との役割分担の考え方

大阪府と本市はこれまで感染症法の大都市特例の規定に基づき、それぞれが役割分担をしてサーバイランス^{*}やまん延防止等に取り組んできた。

また、医療体制については、大阪府が主体となって整備を進めてきたところもあることから、特措法制定を契機に大阪府と保健所設置市※である本市との役割分担を以下のとおり整理する。

(1) 情報収集・提供

ア サーベイランス*

大阪府内の感染状況の把握及び公表については、大阪府感染症情報センターにおいて府域一元的に対応し、市民にわかりやすく情報提供するという観点から、以下のとおり、大阪市感染症情報センター※（以下「情報センター」という。）において市域について一元的に対応する。

- ・ 府内未発生期以降小康期までの間で、サーベイランスが強化される期間内において、情報センターは、患者全数、学校サーベイランスにより収集した新型インフルエンザ※等発生情報を、毎日、大阪府感染症情報センターへ報告する。但し、定点、入院サーベイランスは週報とする。
- ・ 患者全数は1日2回、学校サーベイランスの情報は1日1回、大阪府情報センターにおいて集約、分析、公表する。
- ・ 発生状況の公表については、大阪府は大阪府内全域分、本市は市域内分についてHPにおいて行う。

イ 報道提供

- ・ 大阪府は大阪府内全域分、本市は市域分の状況について報道提供する。
- ・ 報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。
- ・ 感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日2回、定刻に提供する。
- ・ 記者会見、ブリーフィング※等の実施は大阪府に一元化するが、市内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、大阪府と調整のうえ、本市においても同時に実施する。
- ・ 記者会見等の実施にあたっては、国との連携について十分留意する。

(2) まん延防止

- ・ 感染症法に基づき実施する9項目（P18参照）については、大都市特例により、大阪府及び本市が実施する。
- ・ 特措法第24条第9項に基づく、大阪府対策本部長の権限である公私の団体又は個人に対する協力要請、及び第45条に基づく特定都道府県知事の権限である市民に対する外出の自粛、施設等の使用制限等にかかる要請等は、必要に応じ本市の意見を聴取し、大阪府が実施する。

(3) 医療体制の整備

- ・ 感染症法第38条第2項に基づく、第一種感染症指定医療機関※、第二種感染

症指定医療機関の指定及びこれに付隨する事務は、大阪府が実施する。

- 特措法第2条第7項に基づく指定地方公共機関※(医療機関)の指定及びこれに付隨する事務は、事前に本市と情報交換等を行い、大阪府が実施する。
- 特措法第31条に基づく医療等の提供にかかる要請又は指示及びこれに付隨する事務は、大阪府が実施する。
- 特措法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するときは、大阪府が、本市と協議し、その協力の下に実施する。
- 本市における帰国者・接触者外来※、入院医療機関の整備は、大阪府が登録する協力医療機関※をベースに実施する。

(4) 大阪府との連携

- 特措法に基づき、本市が策定する行動計画には、大阪府と本市との役割分担として、上記（1）～（3）の内容について記載する。
- 本市は、大阪府が特措法第22条第1項に基づく対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。
- 大阪府は、新型インフルエンザ※等発生前から本市との連携を強化するため、適宜、連絡会議を開催する。

(5) 特措法における保健所が担う主な役割

- 特措法に基づき、保健所（一部、保健福祉センター）が担う役割は、概ね大阪府保健所と同様とする。
- 保健所の所管区域を超えて調整が必要な場合や、他所属所管事業との連携が必要な場合には、大阪府及び本市の担当各課が必要な情報の提供や調整等を行う。

保健所の役割の概要

保健所の所管区域内における体制整備

関係機関対策会議の設置	<ul style="list-style-type: none">保健所は、関係機関対策会議を設置し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進するとともに、医療関係団体等地域の関係者と情報共有及び連携体制を構築する。
-------------	--

事前の整備

帰国者・接触者外来※の設置に関すること	<ul style="list-style-type: none">帰国者・接触者外来（概ね、人口10万人に1か所）を設置する医療機関や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。
---------------------	---

府内感染期における医療の確保に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の所管区域内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数等を含む）を把握し、府内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。 ・一般の医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。 ・院内感染防止に関する情報を提供する。
病診連携・病病連携の構築の推進に関すること	<p>府内感染期において、医療の提供が適切に行えるよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体制構築を推進する。</p> <p>【参考：病診連携等の想定例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携等 ・軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整 ・病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 ・ハイリスク患者(妊産婦、透析患者等)への対応 ・公的医療機関等による入院の優先的受入
在宅等療養の支援体制の構築に関すること	<p>【参考：支援内容の想定例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保 ・医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅等療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援
臨時の医療施設の設置に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の収容能力を超えたときに備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制（施設・人員等）について検討し、本市や医療機関等と調整を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ※等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。 ・保健所の所管区域内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
発生期における役割	
サーベイランス※に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザについて行っている患者発生(定点)、ウイルス、入院、学校サーベイランスは、府内未発生期以降、追加、強化される。保健所はそれらの情報の一部を定期的に情報センターへ報告する。

帰国者・接触者 外来※に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> 事前に準備したリストに基づき、医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。 開設に必要な物品等を配布する。
府内発生早期以 降における感染 症法に係る対応	<p>以下の9項目について、各発生段階において選択的に実施す る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康監視(積極的疫学調査※・検体搬送等含む)（第15条、 第44条の3） 2 検疫所長との連携・健康監視（第15条の2、3） 3 健康診断（第17条） 4 就業制限（第18条） 5 入院勧告（第19条、第20条） 6 移送（第21条） 7 消毒（第27条） 8 汚染の疑いのある物件に係る措置（第29条） 9 死体の移動制限等（第30条）
府内感染期にお ける医療体制に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> 病診連携・病病連携等への支援 在宅等療養の支援 臨時の医療施設の設置に関する調整
抗インフルエン ザ薬※の予防投 与	<ul style="list-style-type: none"> 府内未発生期においては、大阪府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者※及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。

9 市行動計画の主要6項目及び横断的留意点

市行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の(1)～(6)の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

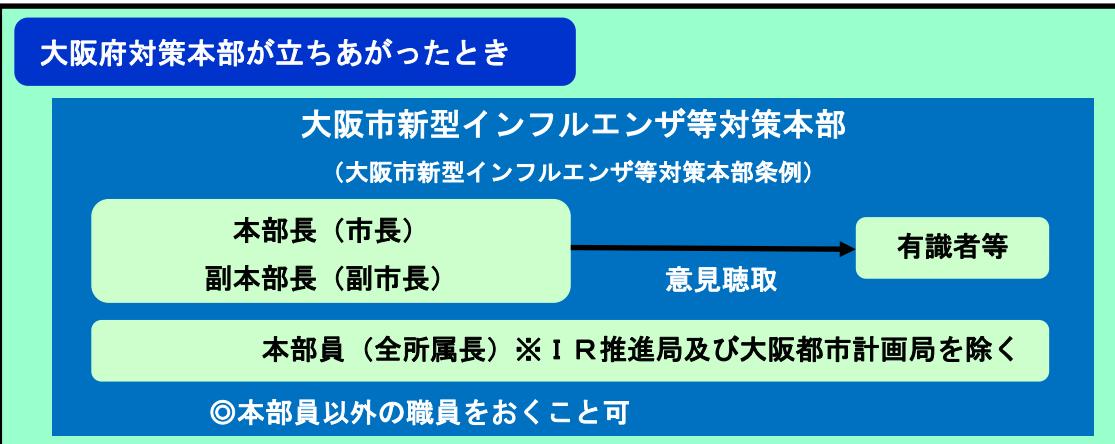
なお、各対策の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえるとともに、関係者の理解と協力のもと柔軟に対応するものとする。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス※・情報収集

- (3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活・市民経済の安定

(1) 実施体制

- ・ 本市は、新型インフルエンザ※等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各所属等と連携を図りながら、庁内一体となった取組みを推進する。
なお、必要に応じて特別職の参加を要請することができる。
- ・ 本市は、新型インフルエンザ等が発生し、大阪府対策本部が設置されたときは、状況を踏まえたうえで、必要に応じて庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長及び副市長、全所属長からなる市対策本部（本部長：市長）を設置する。なお、本部の名称は「新型インフルエンザ等対策本部」に限定せず、新たなウイルスの名称を使用するなど、国・府の状況を考慮した名称とする。
- ・ 本部長は、対策本部会議を主宰する。
- ・ 全所属においては、国や大阪府、関係機関、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。また、発生時においては、各種対策を円滑に推進できるよう全庁挙げた体制を整備する。



新型インフルエンザ等対策会議（関係所属長等） 招集：健康局長
※ 必要に応じて特別職が参加

全庁各課の実施体制の整備

保健所管内関係機関対策会議 招集：保健所長
※医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定(地方)公共機関※を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、公的医療機関、大学附属病院を指す。以下同じ。）や大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関※、薬局、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者»

(2) サーベイランス※・情報収集

新型インフルエンザ※等対策を適時適切に、効果的に実施するためには、多様なサーベイランスにより、各発生段階において、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

なお、新感染症※に対するサーベイランスについては現時点では全国的に行われていないため、本項目では新型インフルエンザに限定して記載する。

- ・ 海外で発生した時期（府内未発生期）から国内の患者数が限られている期間（府内発生早期）は、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。
- ・ 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点（府内感染期）では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死者に限定した情報収集に切り替える。
- ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルス※の亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発

ア 基本的考え方

（ア）情報提供・共有の目的

- ・ 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、大阪府、本市、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を理解するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。
- ・ 情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

（イ）情報提供手段の確保

- ・ 外国人、障がい者、高齢者といった方々にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

イ 発生前における市民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及び

まん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。

- 特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会事務局及びこども青少年局が中心となり、関係所属と連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

ウ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

- 新型インフルエンザ※等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。
- 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝える必要がある。
- 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、大阪府、医療関係機関や専門家と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- 本市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※等を活用する。
- 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

- 市民が容易に情報収集できるよう、全庁の情報、大阪府の情報、指定(地方)公共機関※の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。

エ 情報提供体制について

- 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。そのため、健康局及び政策企画室を中心とした広報報道班を設置し、適時適切に情報を共有する。

なお、対策の実施主体となる関係各所属が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部等が調整する。

- ・ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において市民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

ア 目 的

流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限に止めることにより、市域の医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

イ 主な感染拡大防止策

- ・ 個人レベルの対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

また、大阪府内発生の初期段階では、新型インフルエンザ※等患者に対する入院措置や、患者の同居者等濃厚接触者※に対する感染防止策への協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。

- ・ 地域対策及び職場対策については、大阪府内発生の初期の段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・ 緊急事態宣言※が発出された場合は、必要に応じ、大阪府知事が実施する不要不急の外出自粛要請や、施設使用制限の要請等を迅速に周知するなど必要な協力をを行う。
- ・ 行動制限等の対策そのものが、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性※・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施中の対策を縮小、もしくは中止する。
- ・ 本市においては、主催イベント等の実施又は中止等の判断基準を策定するとともに、関係機関で情報を共有する。また、職員の健康管理、感染予防策の実施、職員感染時の対応策の方針を決定する。

ウ 予防接種

新感染症※については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(ア) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要が

あると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

A 対象

- ・ 登録事業者のうち、一定の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・ 新型インフルエンザ※等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

B 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に「参考資料」(P 60) のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

(A) 医療関係者

(B) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

(C) 指定公共機関※制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

(D) それ以外の事業者

C 接種体制

- ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされる。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

(イ) 住民に対する予防接種

- ・ 特措法において、緊急事態措置※の一つとして「住民に対する予防接種」の枠組ができたことから、緊急事態宣言※が発出されている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。
- ・ 一方、緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。
- ・ 「住民に対する予防接種」については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるが、集団接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種、又はそれぞれを組み合わせる等、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。
- ・ 本市は、必要に応じて市民への接種が円滑に実施できるよう、大阪府に必要な支援を要請する。

- ・ 危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種の全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性※などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】

接種の接種順位については、原則として、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言※が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ※等の病原性※等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

A 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患有する者
- ・妊婦

B 小児

1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

C 成人・若年者

D 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、更に、これら双方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。

(A) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・ 成人、若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(B) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

(C) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【医療関係者に対する要請】

本市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請、又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう、大阪府知事に対して要請する。

(5) 医 療

ア 基本的考え方

- ・ 新型インフルエンザ*等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。
- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることか

ら、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

イ 発生前における医療体制の整備

- 本市は、大阪府との適切な役割分担のもと、保健所圏域等の圏域を単位とし、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- また、あらかじめ帰国者・接触者外来※を設置する予定の医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行い、さらに、保健所に帰国者・接触者相談センター※の設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

- 府内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性※が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ※等の患者等を感染症指定医療機関※もしくは協力医療機関※等に入院させる。このため、本市は、感染症病床※等の利用について事前に発生時の入院体制について検討しておく。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者※の診療のために、府内発生早期までは、医療機関に依頼して帰国者・接触者外来を設置するとともに、本市は帰国者・接触者相談センターを設置し、これらの者を帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来へ確実につなぐ。
- 帰国者・接触者相談センターでは、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全医療機関において、院内感染防止策を講じる。
- 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具※の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬※の予防投与を行う。
- 府内感染期に移行したときは、帰国者・接触者外来を設置しての診療体制から一般の医療機関での診療体制に切り替える。
- 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅等療養に振り分ける等、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるように、保健所において、事前に管内の状況を把握し、感染拡大期における活用方策について検討するとともに、在宅等療養の支援体制を整備しておくことも重要である。
- 医療分野における対策の推進に当たっては、対策の現場である医療機関等との

迅速な情報共有が必須であることから、大阪府医師会・大阪市各地区医師会・病院・学会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。

- 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては大阪府・関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保するよう要請する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ^{*}等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、本市は大阪府と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。
- 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、医薬品、衛生・医療用品等を備蓄するとともに、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、事業の性質や規模など事業所の実情をふまえ、平常時より事業継続マネジメント（BCM）^{*}の構築ならびに事業継続計画（BCP）^{*}の策定を推進し、職場における感染対策等の十分な事前の準備を行うよう呼びかけていく。
- 学校・保育施設等は、集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会事務局及びこども青少年局が中心となり、発生前から関係所属と連携、協力して、児童生徒等が感染した場合の対応など仕組みづくりを進めておく。

【要配慮者対策】

- 独居高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、障がい者世帯などの要配慮者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。
- このため、日頃から地域の様々な関係団体等と連携して、支援が必要な要配慮者を把握し、地域全体で見守り体制を構築するとともに、まん延時にはこれらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関、福祉サービスや介護サービスの事業所による確実な支援につなげていく。
- 要配慮者への食事の提供等の生活支援の実施に当たっては、福祉サービスや介護サービスの事業所の訪問介護によることを基本としつつ、小売店や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、本市が直接実施するなど、大阪府と連携して総合的な調整を行う。
- 更に、保育所、老人福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限については、特に支援が必要な利用者の

ために、状況によっては、一部の施設を例外的に開所する等、発生前から大阪府及び関係団体と連携し、仕組みづくりを進めておく。

なお、これらの一部施設の例外的な開所については、十分な集団感染対策を講じる必要があること及び感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。

III 各発生段階における対策

1 未発生期

●状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルス※が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。

●対策の目的

- ・発生に備えて体制の整備を行う。
- ・大阪府内発生の早期確認に努める。

●対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、大阪府、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画等の策定

本市は、特措法の規定に基づき、平常時を未発生期として位置づけ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

《危機管理室・健康局》

イ 体制の整備及び連携強化

- ・府内の取組体制を整備・強化するために、対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画(各局版含む)を作成する。
- ・本市は、大阪府及び指定地方公共機関※と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練、を実施する。
- ・本市は、新型インフルエンザ等の発生期に備えて、関係機関対策会議の設置の準備を行う。

《危機管理室・健康局・関係所属》

- ・本市は、大阪府が対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。

《危機管理室・健康局》

(2) サーベイランス※・情報収集

ア 情報収集

本市は、厚生労働省、国立感染症研究所※、WHO※、CDC（米国疾病管理予防センター）など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ※等に関する様々な情報を収集する。

《健康局》

イ インフルエンザに関する通常のサーベイランス

本市は、大阪府内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日ごろから医療機関等の協力のもと季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。

海外、国、大阪府レベルの流行状況と照らし合わせ、市における季節性インフルエンザの感染状況を分析する。

《健康局》

(ア) 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

インフルエンザに関して、市内の指定医療機関から患者発生の動向調査を行い、大阪府内の流行状況について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。

《健康局》

(イ) 病原体サーベイランス

市内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。

《健康局》

(ウ) 入院サーベイランス

インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、大阪府内における重症化の状況を把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。

《健康局》

(エ) 学校サーベイランス

市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。実施期間は国の通知に基づく。

《各区保健福祉センター・健康局・こども青少年局・教育委員会事務局》

ウ 調査研究

本市は、新型インフルエンザ※等の大坂府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査※を実施できるよう、国、大阪府との連携等の体制整備を図る。《健康局》

(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発

ア 情報提供

- 本市は、新型インフルエンザ※等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- 店舗での啓発ポスターの掲示など可能な限り民間事業者等とも協力して取り組む。

《健康局・各区役所・関係所属》

イ 体制整備等

本市は、広報体制整備等の事前の準備として以下を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。

- 提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
- 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じてSNS※を含めた利用可能な複数の媒体・機関等の活用

(イ) 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。

- 健康局、政策企画室を中心とした広報報道班の設置の検討
- 広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等
- 個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整

《健康局・政策企画室・各区役所》

(ウ) 常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。

(エ) 大阪府や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。

更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

《健康局・政策企画室・危機管理室》

(才) 新型インフルエンザ※等の発生時に、市民からの相談に応じるため、各区常設健康相談窓口にコールセンター※機能を備えるよう準備を進める。

«各区保健福祉センター・健康局»

(力) 新型インフルエンザ等の発生時に、各所属における医師・監視員・保健師等の専門職を一元的な指揮命令系統に配置転換できるような体制づくりについて調整する。

«総務局・健康局»

(キ) 積極的疫学調査※の迅速かつ適切な実施のために、区担当者・保健所職員に対する研修を行う。

«各区保健福祉センター・健康局»

(4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

(ア) 個人における対策の普及

本市は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

A 基本的な感染予防対策例

- マスク着用
- 手洗い
- うがい
- 人混みを避ける等
- 咳工チケット

B 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- 帰国者・接触者相談センター※に連絡する。
- 感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- マスクの着用等の咳工チケットを行う 等。

(イ) 関係機関とのネットワークづくり、ソーシャルキャピタルの醸成※

効率的・効果的な感染予防対策を行うため、関係機関とネットワークや地域住民のソーシャルキャピタルの醸成を図ることで、情報収集・情報伝達の仕組みづくりを行う。

(ウ) 本市は、大阪府と連携・協力し、緊急事態宣言※発出時における不要不急の外出自粛要請などの感染拡大防止について、市民の理解促進を図る。

«健康局・危機管理室・福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局・各区役所»

イ 地域対策及び職場対策の周知

- 本市は、新型インフルエンザ※等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。
- 本市は、大阪府と連携・協力し、緊急事態宣言※発出時における施設の使用制限の要請時の対策について周知準備を行う。

《健康局・各区役所》

ウ 水際対策

本市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、検疫所からの健康監視の対象者リストに基づき、保健所と連携のもと、各区保健福祉センターにおいて入国者（航空機同乗者等）に対して健康観察、疫学調査を行う。そのため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。

- 検疫所との連携、関係機関との連携
- 検疫錨地の確認及び確保

《各区保健福祉センター・健康局・大阪港湾局・市民病院機構》

エ 予防接種

(ア) 特定接種

- 本市は、厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。

《健康局・関係所属》

- 本市は、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

《総務局・健康局》

(イ) 住民に対する予防接種

- 本市は、国、大阪府、大阪府医師会、大阪市各地区医師会等関係機関の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。
- 本市は、円滑な接種の実施のために、国及び大阪府の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- 本市は、速やかに接種することができるよう、大阪府医師会・大阪市各地区医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《各区保健福祉センター・健康局》

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

- 本市は、保健所を中心とした関係機関対策会議を設置するなど、医療機関団体等、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療や搬送体制を整備する。
- 本市は、大阪府と連携し、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ※等患者を診療する場合に備えて、個人防護具※の準備等感染防止対策を進めるよう要請する。

«健康局»

イ 府内感染期に備えた医療の確保

本市は以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- 本市は、大阪府と連携して、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。
- 本市は、地域の実情に応じ、大阪府と連携して、感染症指定医療機関※や協力医療機関※等のほか、指定地方公共機関を含む中核的医療機関または公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- 本市は、大阪府が実施する、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。
- 本市は、大阪府が実施する、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについての検討に必要な協力をう。
- 本市は、大阪府が実施する、臨時の医療施設等として転用できる施設の調査とリスト化の検討に協力する。
- 本市は、地域の医療機能維持の観点から大阪府と連携して、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を検討する。
- 本市は、大阪府と連携して社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

«健康局・市民病院機構»

ウ 研修等

本市は、国及び大阪府と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

«健康局»

工 医療資器材の整備

- 本市は、必要となる医療資器材（個人防護具※、人工呼吸器※等）をあらかじめ備蓄、整備する。
- 本市は、大阪府と連携して、医療機関が必要な医療資器材を整備するよう要請する。

«健康局»

才 検査体制の整備

本市は、新型インフルエンザ※等に対するPCR※検査等を実施する体制を整備する。

«健康局»

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 業務計画等の策定

本市は、大阪府と連携して、市内の事業者に対して、事業の性質や規模など事業所の実情をふまえ、平常時より事業継続マネジメント（BCM）※の構築ならびに事業継続計画（BCP）※の策定を推進し、新型インフルエンザ※等の発生に備え、職場における感染防止対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について検討する等、十分な事前の準備を行うよう呼びかける。

«経済戦略局・危機管理室・健康局»

イ 学校・保育施設等における対策

学校・保育施設等は集団感染が起こりやすいことから、児童生徒等が感染した場合の対応などの仕組みづくりについて検討する。

«教育委員会事務局・こども青少年局・危機管理室・健康局・各区役所»

ウ 要配慮者への生活支援

- 本市は、府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、大阪府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- 本市は、特措法第45条第2項に基づく保育所、老人福祉施設及び障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合に備え、関係団体等と連携し、一部の保育所及び短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う仕組みづくりについて検討する。

«各区役所・危機管理室・福祉局・健康局・こども青少年局»

工 火葬能力等の把握

本市は、大阪府と連携・協力し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

《環境局》

才 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、衛生・医療用品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備等を整備する。

《危機管理室・健康局・関係所属》

2 府内未発生期

●状態

- ・海外で新型インフルエンザ※等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。
- ・大阪府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。

●対策の目的

- ・新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、大阪府内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・大阪府内発生に備えて体制の整備を行う。

●対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性※や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・大阪府内で発生した場合には早期に発見できるよう大阪府内のサーベイランス※・情報収集体制を強化する。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、大阪府内発生に備え、大阪府内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン※、パンデミックワクチン※の接種体制構築等、大阪府内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- ・本市は、海外において新型インフルエンザ※等が発生した疑いがある場合には、危機管理室と健康局が緊急協議を行い、対策会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行うとともに、大阪府の初動対処方針を踏まえた本市の対応方針について協議する。
- ・保健所は、管内の関係機関対策会議を開催し、府内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。
- ・本市は、大阪府が対策本部を立ち上げたときは、速やかに市対策本部を立ち上げる。

《危機管理室・健康局》

(2) サーベイランス※・情報収集

ア 情報収集

本市は、未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ※に関する情報を収集する。

《健康局》

イ サーベイランス体制の強化

本市は、市内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。

また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、その原因等について迅速に調査を行う等、体制を強化する。

(ア) 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。

《健康局》

(イ) 強化病原体サーベイランス

新型インフルエンザが発生した場合、通常の病原体サーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検査を行うことで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬※への感受性等を調べ、また病原性※の変化をチェックできるようにする。

《健康局》

(ウ) 入院サーベイランス

インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。

《健康局》

(エ) 強化学校サーベイランス

通常の学校サーベイランスの報告施設を大学、短大にまで拡大し（国内感染期では中止）、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。

また、報告のあった集団発生については可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR※検査等を行う。

《各区保健福祉センター・経済戦略局・健康局・こども青少年局・教育委員会事務局》

ウ 全数把握の開始

新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ※等患者の届出を求め、全数把握を開始する。

《各区保健福祉センター・健康局》

(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発

ア 情報提供

(ア) 本市は、市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

- ・ 提供内容：海外での発生状況、現在の対策、大阪府内で発生した場合に必要となる対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化）
- ・ 広報媒体：テレビ、新聞等のマスメディアの活用。
- ・ 直接提供：市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。

(イ) 本市は、広報報道班を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

(ウ) 対策の実施主体となる各所属が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部等が調整する。

(エ) 店舗での手洗い・うがい・咳工チケットなど基本的な感染予防対策の啓発ポスターの掲示など、あらかじめ本市の対策への協力を承諾した民間事業者等に要請する。 《健康局・政策企画室・危機管理室・各区役所・関係所属》

イ コールセンター※機能の設置

- ・ 本市は、大阪府の要請に応じ、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター機能を各区常設健康相談窓口に設置し、適切な情報提供を行う。
- ・ 本市は、市民から常設健康相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。

《各区保健福祉センター・健康局・政策企画室・関係所属》

ウ 情報共有

市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ

双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を庁内各所属と共有する。

《健康局・政策企画室・危機管理室》

(4) 予防・まん延防止

ア 市内での感染拡大防止策の準備

(ア) 本市は、国及び大阪府と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ※等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。

- ・ 患者への対応（治療・入院措置等）
- ・ 患者の同居者等の濃厚接触者※への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

(イ) 本市は、国及び大阪府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

《各区保健福祉センター・健康局》

(ウ) 本市は、職員の健康管理、感染予防策の実施、職員感染時の対応策の方針を決めておく。

《総務局・健康局・関係所属》

イ 感染症危険情報の発出等

- ・ 本市は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

《健康局・政策企画室・関係所属》

ウ 水際対策

検疫所との連携強化

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供や航空機同乗者等の健康観察などの対策に対して協力をを行う。
- ・ 検疫所との連携（情報）の共有化
- ・ 検疫锚地の確保
- ・ 検疫所からの指示による岸壁の確保

《各区保健福祉センター・健康局・大阪港湾局・市民病院機構》

エ 予防接種

(ア) 特定接種

本市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、本市職員のうち、あら

はじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

《総務局・健康局》

(イ) 住民に対する予防接種

本市は、国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を始めた場合、事前に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

《各区保健福祉センター・健康局》

オ 市・区主催イベント等の中止等にかかる判断基準の策定

市・区主催イベント等の実施又は中止等の判断基準を策定し、関係機関で情報共有する。

《危機管理室・健康局・政策企画室・各区役所・関係所属》

(5) 医 療

ア 新型インフルエンザ※等の症例定義※

本市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

《健康局》

イ 帰国者・接触者相談センター※の設置

- 本市は、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置する。
- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来※を受診するよう周知する。

《健康局》

ウ 医療体制の整備

本市は、大阪府と連携して、以下の医療体制を整備する。

- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性が、それ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。
- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、大阪府医師会、市各地区医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。

また、府内感染期における一般の医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。

- 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型イン

フルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに管轄の各区保健福祉センターに連絡するよう要請する。

- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を環境科学研究所※等において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所※はそれを確認する。
- ・ 感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関※や協力医療機関※等に患者の受け入れのための準備を要請する。
- ・ 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。
- ・ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

《健康局》

工 医療機関等への情報提供

本市は、新型インフルエンザ※等の診断・治療に資する情報等医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

《健康局》

オ 検査体制の整備

- ・ 本市は、国の技術的支援により、環境科学研究所※において、新型インフルエンザ等に対応したPCR※等の検査の実施が可能な体制を速やかに整備する。
- ・ 本市は、市内の医療機関から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を迅速に検査できるよう、市域の検査体制を構築する。

《健康局》

カ 抗インフルエンザウイルス薬※の使用等

本市は、大阪府と連携し、大阪府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて予防投与を行う。

《各区保健福祉センター・健康局》

キ 患者の搬送・移送体制の確立

本市は、市内での患者発生に備えて、健康局と消防局が情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。

《各区保健福祉センター・健康局・消防局》

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備（事業継続計画〔BCP〕※策定済みの事業者においてはBCPの発動準備）を行うよう要請する。

《経済戦略室・危機管理室・健康局・関係所属》

イ 学校・保育施設等における対策

学校・保育施設等は集団感染が起こりやすいことから、児童生徒等が感染した場合の対応などの具体的な手続きを決めておく。

《教育委員会事務局・こども青少年局・危機管理室・健康局・各区役所》

ウ 遺体の火葬・安置等

本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。《環境局》

エ 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等の実施に必要な医薬品、衛生・医療用品の備蓄状況を確認し、不足している場合は直ちに確保する。また、施設及び設備についても整備状況を確認し、必要があれば直ちに整備を実施する。

《危機管理室・健康局・関係所属》

オ 市民・事業者への呼びかけ

- 本市は、市民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活・衛生関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- 本市は、市民に対し、パニックや買い占めを引き起こすことないよう留意しつつ、外出自粛等に備え、食料品や生活・衛生必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。《経済戦略局・中央卸売市場・市民局》

カ 要配慮者への生活支援

- 本市は、府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、地域関係機関・関係団体等と連携し、要配慮者の把握とともに、その具体的な手続きを決めておく。
- 本市は、必要時には個人情報についても地域関係機関・関係団体等に提供することについて市民周知を図っておく。

《各区役所・危機管理室・福祉局・健康局・こども青少年局》

3 府内発生早期

●状態

- ・大阪府内で新型インフルエンザ※等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

●対策の目的

- ・大阪府内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

●対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、府内未発生期に引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- ・政府対策本部が、大阪府に対し緊急事態宣言※を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。
- ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、大阪府内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 発生段階の変更

- ・本市は、市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等にかかる国及び大阪府の決定を踏まえ、本市の対策を決定し公表する。
- ・保健所は、関係機関対策会議を開催し、対策の強化を図る。

«危機管理室・健康局・政策企画室»

イ 緊急事態宣言※の発出

- ・緊急事態宣言は、政府対策本部長が緊急事態措置※を講じなければ、医療提供の

限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれ
が生じる事態であることを示すものである。

- ・ 緊急事態措置※を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。
- ・ 区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ・ 大阪府が発生区域に指定された場合は、特定都道府県知事である大阪府知事の権限行使にあたり、必要な協力をを行う。

《危機管理室・健康局》

ウ 政府現地対策本部

市内に政府現地対策本部が設置された場合は適切に連携できるよう体制を整える。

《危機管理室・健康局》

エ 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言※が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。

《危機管理室・健康局・政策企画室》

(2) サーベイランス※・情報収集

ア 情報収集

本市は、府内未発生期に引き続き国内外の新型インフルエンザ※に関する情報を収集する。

《健康局》

イ サーベイランス体制の強化

(ア) 本市は、大阪府と連携して、府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、以下のサーベイランスを実施する。

- ・ 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）
- ・ 強化病原体サーベイランス
- ・ 入院サーベイランス
- ・ 強化学校サーベイランス
(国内感染期には、短大・大学の報告施設の拡大は中止)
- ・ 新型インフルエンザ患者の全数把握

《各区保健福祉センター・経済戦略局・健康局・こども青少年局・
教育委員会事務局》

(イ) 本市は、大阪府と連携して、国が、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために実施する、新型インフルエンザ等患

- 者の臨床情報の収集に協力する。 **《健康局》**
- (ウ) 本市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国及び大阪府と連携し、必要な対策を実施する。 **《健康局》**

ウ 調査・研究

本市は、市内で発生した患者について、初期の段階には、国から派遣された、積極的疫学調査※チームと連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。 **《健康局》**

(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発

ア 情報提供

(ア) 本市は、市民に対して利用可能あらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

《健康局・政策企画室・各区役所・関係所属》

(イ) 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ※等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

《健康局・福祉局・政策企画室・こども青少年局・教育委員会事務局・各区役所・関係所属》

(ウ) 本市は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

《経済戦略局・福祉局・健康局・こども青少年局・教育委員会事務局・各区役所》

(エ) 本市は、市民から常設健康相談窓口等に寄せられる問い合わせ内容を集約し、大阪府に提供する。 **《各区保健福祉センター・健康局》**

(オ) 本市は、市民の不安等を解消するために、市民が必要とする情報を精査して、以後の情報提供に反映する。 **《健康局・政策企画室・関係所属》**

(カ) 本市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。

«健康局・政策企画室»

(キ) 本市は、感染の拡大を防ぐため、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者※の調査や臨時休業について、大阪府から保健所に要請があった場合、協力を行う。

«健康局・各区役所»

(ク) 情報が行き届きにくい高齢者及び視覚障がい者等の要配慮者や外国人等に対しても配慮し、確実に必要な情報が行き渡るよう、きめ細かな情報提供を行う。

«健康局・福祉局・経済戦略局・政策企画室・各区役所»

イ 情報共有

市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、各関係所属においても共有する。

«危機管理室・健康局・政策企画室»

ウ コールセンター※等の体制の充実・強化

本市は、国配布のQ&Aの改定版を活用するとともに、各区常設健康相談窓口にコールセンター機能を備えて体制を充実、強化する。

«各区保健福祉センター・健康局・政策企画室»

(4) 予防・まん延防止

ア 市内での感染拡大防止策

(ア) 本市は、府内発生早期となった場合には、国及び大阪府と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者※への対応（積極的疫学調査※、外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。

«各区保健福祉センター・健康局・市民病院機構»

(イ) 本市は、大阪府と連携して、業界団体等を経由又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・ 本市においても、職員の時差出勤を実施し、感染拡大の防止に努める。

«総務局・危機管理室・福祉局・健康局・こども青少年局・各区役所・関係所属»

- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。

- ・ 本市においても、当該感染症の症状が認められた職員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を図る。

«総務局・危機管理室・健康局・各区役所・関係所属»

- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

『危機管理室・健康局・都市交通局』

- 病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

『福祉局・健康局・こども青少年局・関係所属』

イ 水際対策

検疫所との連携を強化する。

- 検疫所との連携（情報）の共有化
- 検疫錨地の確保
- 検疫所の指示による岸壁の確保

『各区保健福祉センター・健康局・大阪港湾局・市民病院機構』

ウ 住民への予防接種

住民への予防接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、国において、発生した新型インフルエンザ※等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定される。

更に、住民への接種順位については、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、国において、決定される。

- 本市は、パンデミックワクチン※の供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- 本市は、市民に対し、接種に関する情報提供を行い、予防接種を実施する。
- 本市は、接種の実施にあたり、国及び大阪府と連携して、保健所・保健福祉センター・学校など公的な施設の活用、もしくは医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、本市区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

『各区保健福祉センター・健康局』

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において緊急事態宣言※が発出されている場合は、上記の対策に加え、大阪府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

1 外出自粓の要請に係る周知

大阪府が、本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく市民に対する外出自粓の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

『危機管理室・健康局・政策企画室・各区役所・関係所属』

2 施設の使用制限の要請に係る周知

大阪府が、本市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

《危機管理室・福祉局・健康局・政策企画室・こども青少年局・教育委員会事務局・各区役所》

3 住民接種

本市は、住民接種については、国との基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

《各区保健福祉センター・健康局》

工 市・区主催イベント等の中止等

事前に定められた基準に基づき、市・区主催イベント等の実施又は、中止等を判断する。

《危機管理室・健康局・政策企画室・各区役所・関係所属》

オ 市関係庁舎への消毒薬等の設置

消毒薬や啓発ビラを設置し、感染拡大を防ぐとともに、庁内放送等で手洗い・うがい等の基本的な感染予防を勧奨するなど注意喚起・周知を行う。

《健康局・各区役所・関係所属》

(5) 医 療

ア 府内未発生期に引き継いでの医療体制の整備

本市は、大阪府と連携して、帰国者・接触者相談センター※における相談体制や帰国者・接触者外来※における診療体制を継続する。

《健康局》

イ 患者への対応等

本市は、国及び大阪府と連携し、以下の対策を行う。

- ・ 新型インフルエンザ※等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関※もしくは、協力医療機関※等に移送し、入院措置を行う。
この措置は、病原性※が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

《各区保健福祉センター・健康局・市民病院機構》

- ・ 必要と判断した場合には、環境科学研究所※等において、新型インフルエンザ等のPCR※検査等の確定検査を行う。

《健康局》

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極

めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。 《健康局》

- ・ 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者※及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬※の予防投与や有症時の対応を指導する。

なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送する。 《各区保健福祉センター・健康局・市民病院機構》

ウ 医療機関等への情報提供

本市は、府内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ※等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 《健康局》

エ 一般の医療機関での診察への移行

本市は、患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、大阪府と連携して、帰国者・接触者外来※での診療体制から一般の医療機関(あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関除く。)でも、診療する体制に移行する。 《健康局》

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施(事業継続計画[BCP]策定済みの事業者においてはBCPを発動)するよう要請する。 《健康局・関係所属》

イ 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等の実施に必要な医薬品、衛生・医療用品の備蓄状況を確認し、不足している場合は直ちに確保する。また、施設及び設備についても整備状況を確認し、必要があれば直ちに整備を実施する。

 《危機管理室・健康局・関係所属》

ウ 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活・衛生関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

 《経済戦略局・中央卸売市場・市民局》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において、緊急事態宣言※が発出されている場合は、上記の対策に加え、大阪府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

1 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である本市は、行動計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 《水道局》

2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 《関係所属》

3 生活・衛生関連物資等の価格の安定等

- ・ 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活・衛生関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活・衛生関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。
- ・ 必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 《経済戦略局・市民局》

4 要配慮者への生活支援

- ・ 本市は、地域関係機関をはじめ、在宅の要配慮者に関わる者と連携して、情報提供に努めるとともに、あらかじめ定めていた具体的な手続きに則って在宅の要配慮者への必要な支援を行う。 《各区役所・危機管理室・福祉局・健康局・こども青少年局》

- ・ 本市は、大阪府が特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替えサービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。そのうえでなお、在宅での生活の継続が困難な要配慮者については、大阪府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う。 《危機管理室・福祉局・健康局・関係所属》

- ・本市は、大阪府が特措法第45条第2項に基づく、学校・保育所の使用制限の要請を実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。

また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、大阪府との平時からの調整に基づき、状況によつては、一部の保育所及び児童館等の例外的な開所等必要な対応を行う。

《各区役所・危機管理室・健康局・経済戦略局・こども青少年局・
教育委員会事務局》

4 府内感染期

●状態

- ・大阪府内で新型インフルエンザ※等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

●対策の目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

●対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり実施すべき対策が異なることから、大阪府において、必要な対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

(1) 実施体制

ア 発生段階の変更

本市は、市対策本部会議を開催し、大阪府と協議し、発生段階の変更及び今後の対策等について決定し、公表する。

《危機管理室・健康局・政策企画室》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において、緊急事態宣言※が発出されている場合は、上記の対策に加え、大阪府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

1 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。

2 他の地方公共団体による代行、応援等

本市は、新型インフルエンザ※等のまん延により緊急事態措置※を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

《危機管理室・総務局・健康局》

(2) サーベイランス※・情報収集

ア 情報収集

府内発生早期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ※等に関する情報を収集する。

《健康局》

イ サーベイランス

(ア) 全数把握

- 国内での報告数が数百例に達し、市内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、大阪府の判断により中止もしくは継続を決定されるので、本市はこれを踏まえて対応する。

《健康局》

(イ) その他のサーベイランス

- 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）、入院サーベイランスは継続し、病原体サーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。
- 本市は、大阪府と連携して、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国及び大阪府と連携し、必要な対策を実施する。

《各区保健福祉センター・健康局》

(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発

ア 情報提供

(ア) 本市は、府内発生早期に引き続き、利用可能があらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに市民に情報提供する。

《健康局・政策企画室・各区役所・関係所属》

(イ) 本市は、府内発生早期に引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ※等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

《福祉局・健康局・政策企画室・こども青少年局・教育委員会事務局・各区役所・関係所属》

(ウ) 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

《各区役所・経済戦略局・福祉局・健康局・政策企画室・こども青少年局・教育委員会事務局》

(エ) 本市は、市民から常設健康相談窓口等に寄せられる問い合わせ内容を集約し、大阪府へ提供する。

《各区保健福祉センター・健康局》

(オ) 本市は、市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

《健康局・政策企画室・関係所属》

(カ) 本市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。

《健康局・政策企画室》

(キ) 店舗での啓発ポスターの掲示など、可能な限り民間事業者等とも協力して取り組む。

《健康局・各区役所・関係所属》

イ 情報共有

市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、府内各課においても共有する。

《危機管理室・健康局・政策企画室》

ウ コールセンター※機能等の継続

本市は各区常設健康相談窓口でのコールセンター機能を継続する。

《各区保健福祉センター・健康局・政策企画室》

(4) 予防・まん延防止

ア 市内での感染拡大防止策

(ア) 本市は、大阪府と連携して、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・ 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・ 本市においても、職員の時差出勤を実施し、感染拡大の防止に努めるとともに、当該感染症の症状が職員に認められた場合には、職員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を図る。

《総務局・危機管理室・福祉局・健康局・こども青少年局・各区役所・関係所属》

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 《危機管理室・健康局・都市交通局》

(イ) 本市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

《福祉局・健康局・こども青少年局・関係所属》

(ウ) 本市は、医療機関に対し、府内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者※（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬※の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。 《健康局》

(エ) 本市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。 《各区保健福祉センター・健康局》

イ 予防接種

本市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

《各区保健福祉センター・健康局》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において緊急事態宣言*が発出されている場合は、上記の対策に加え、大阪府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

1 外出自粓の要請に係る周知

大阪府が、本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく市民に対する外出自粓の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

«危機管理室・健康局・政策企画室・関係所属»

2 施設の使用制限の要請に係る周知

大阪府が、本市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

«各区役所・危機管理室・福祉局・健康局・政策企画室・こども青少年局・教育委員会事務局»

3 住民接種

本市は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

«各区保健福祉センター・健康局»

4 市・区主催イベント等の中止

本市は、事前に定めた基準に基づき、市・区主催イベント等を中止する。

«危機管理室・健康局・政策企画室・各区役所・関係所属»

5 市関係庁舎への消毒薬等の設置

消毒薬や啓発ビラなどを設置し、感染拡大を防ぐとともに、庁内放送等で手洗い・うがい等の基本的な感染予防策を推奨するなど注意喚起・周知を行う。

«健康局・各区役所・関係所属»

(5) 医 療

ア 患者への対応等

本市は、国及び大阪府と連携し、以下の対策を行う。

- ・ 帰国者・接触者外来*、帰国者・接触者相談センター*及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ*等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅等での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・ 医師が在宅等で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋

の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。

- 医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。　　《健康局》

イ 医療機関への情報提供

本市は、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。　　《健康局》

ウ 在宅等で療養する患者への支援

- 本市は、国及び大阪府と連携し、地域関係機関・団体等の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅等で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。《各区役所・危機管理室・健康局・関係所属》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において、緊急事態宣言*が発出されている場合は、上記の対策に加え、大阪府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

市域内の医療機関が不足した場合、国及び大阪府、関係機関と連携し、臨時の医療施設の開設に協力する。　　《健康局》

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

本市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を強化（事業継続計画〔BCP〕策定済みの事業者においては BCP の発動を継続し、状況に応じて対策を強化）するよう要請する。

《経済戦略局・危機管理室・健康局・関係所属》

イ 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等の実施に必要な医薬品、衛生・医療用品の備蓄状況を確認し、不足している場合は直ちに確保する。また、施設及び設備についても整備状況を確認し、必要があれば直ちに整備を実施する。

《危機管理室・健康局・関係所属》

ウ 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活・衛生関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。　　《経済戦略局・中央卸売市場・市民局》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において、緊急事態宣言※が発出されている場合は、上記の対策に加え、大阪府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

1 業務の継続等

本市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ※による従業員の罹患状況確認等に協力する。

《経済戦略局・危機管理室・健康局・関係所属》

2 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である本市は、行動計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。《水道局》

3 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

《関係所属》

4 生活・衛生関連物資等の価格の安定等

- 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活・衛生関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活・衛生関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。

必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《市民局・経済戦略局・中央卸売市場》

- 本市は、生活・衛生関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。

《経済戦略局・市民局》

- 本市は、生活・衛生関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

《経済戦略局・中央卸売市場・市民局》

5 要配慮者への生活支援

- 本市は、国及び大阪府、地域関係機関をはじめ、在宅の要配慮者に関する者と連携して、情報提供に努めるとともに、関係団体の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

『危機管理室・福祉局・健康局・こども青少年局・各区役所』

- 本市は、大阪府が特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替えサービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。そのうえでなお、在宅での生活の継続が困難な要配慮者については、大阪府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う。

『危機管理室・福祉局・健康局・関係所属』

- 本市は、大阪府が特措法第45条第2項に基づく、学校・保育所の使用制限の要請を実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、大阪府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等の例外的な開所等必要な対応を行う。

『危機管理室・健康局・経済戦略局・こども青少年局・教育委員会事務局・各区役所』

6 埋葬・火葬の特例等

- 本市は、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

『健康局』

- 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

『環境局』

- 本市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集する。

『環境局』

5 小康期

●状態

- ・新型インフルエンザ※等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状態。

●対策の目的

- ・市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

●対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

・市対策本部の廃止

本市は、緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。ただし、大阪府が対策本部を廃止しない場合は、市対策本部を継続することができる。

《危機管理室・健康局・政策企画室》

(2) サーベイランス※・情報収集

ア 国際的な情報収集

本市は、内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国や国際機関等を通じて必要な情報を収集する。

《健康局》

イ サーベイランス

本市は、通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、病原体サーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。

《各区保健福祉センター・健康局・こども青少年局・教育委員会事務局》

(3) 情報提供・情報収集・連絡調整・相談啓発

ア 情報提供

本市は、府内感染期に引き続き、市民に対し、利用可能あらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供

する。

《健康局・政策企画室》

イ 情報共有

本市は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。

《危機管理室・健康局・政策企画室》

ウ コールセンター^{*}機能等の体制の縮小

本市は、大阪府と連携して、状況を見ながら、各区常設健康相談窓口に備えたコールセンター機能を縮小する。

《各区保健福祉センター・健康局・政策企画室》

(4) 予防・まん延防止

予防接種

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

《各区保健福祉センター・健康局》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において、緊急事態宣言^{*}が発出されている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、大阪府と連携し、流行の第二波に備え、特措法46条に基づく住民接種をすすめる。

《各区保健福祉センター・健康局》

(5) 医 療

本市は、大阪府及び国と連携し、新型インフルエンザ^{*}等発生前の通常の医療体制に戻す。

《健康局》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において、緊急事態宣言^{*}が発出されている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

《危機管理室・健康局》

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

本市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を継続（事業継続計画〔BCP〕策定済みの事業者においては BCP の発動を継続し、状況に応じて対策を縮小もしくは BCP を停止）するよう要請する。

《経済戦略局・危機管理室・健康局・関係所属》

イ 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等の実施に必要な医薬品、衛生・医療用品の備蓄状況を確認し、不足している場合は備蓄計画を策定し、必要数を確保する。

《危機管理室・健康局・関係所属》

ウ 市民・事業者への呼びかけ

本市は、大阪府と連携して、必要に応じ、府内感染期に引き続き、市民に対し、食料品・生活・衛生関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活・衛生関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

《経済戦略局・中央卸売市場・市民局》

本市が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

市域において、緊急事態宣言※が発出されている場合は、上記の対策に加え、大阪府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

1 業務の再開

本市は、事業者に対し、重要業務への重点化のために縮小もしくは、注視していた業務を再開しても差し支えない旨、周知する。

《危機管理室・健康局・政策企画室・関係所属》

2 緊急事態措置※の縮小、もしくは中止等

本市は、国及び大阪府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。

《危機管理室・健康局・関係所属》

3 要配慮者への生活支援

本市は、地域関係機関をはじめ、在宅の要配慮者にかかる者と連携して、情報提供に努めるとともに、あらかじめ定めていた具体的な手続きに則って在宅の要配慮者への必要な支援を行う。

《各区役所・危機管理室・福祉局・健康局》

特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1 : 新型インフルエンザ等医療型、A-2 : 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障がい福祉サービス事業、障がい者支援施設、障がい児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣大阪府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		乳に限る)		
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関する業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各大阪府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	各大阪府省庁
各大阪府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り <ul style="list-style-type: none">・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各大阪府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来※の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法大阪府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きん*に対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各大阪府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

用語解説

※アイウエオ順

●ア 行

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している。）

○ SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティー」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多いSNSはFacebookとされている。

○ 大阪市感染症情報センター

市内における感染症全般について、患者情報、病原体情報などを収集分析し、大阪府に報告するとともに、医師会などの関係機関に提供・公開する機関で、大阪市保健所に設置されている。

○ 大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関（略：協力医療機関）

新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関で知事が登録するものをいい、大阪府内の保健所と連携し、新型インフルエンザ等患者の治療を行い、感染拡大防止に寄与する。

●カ 行

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 環境科学研究所

市民の健康と生活の安全を守るために様々な試験・検査、調査・研究、研修・指導及び情報の収集・解析・提供を行っている大阪市の組織。

研究所内では、市全域の病原体サーベイランスの分析を行っている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、大阪府及び保健所設置市等において一般市民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

○ 国立感染症研究所

厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに感染症の制圧を目的としている。

新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment) 略称：PPE

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

●サ 行

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を

示すこともある。

○ サプライチェーン（供給網）

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の一連の業務のつながりのこと。サプライチェーンには、供給業者、メーカー、流通業者（卸売業者）、小売業者、消費者などが関係する。また、取引先との間の受発注、資材・部品の調達、在庫、生産、製品の配達などを統合的に管理、効率化し、企業収益を高めようとする管理手法を「サプライチェーン・マネジメント」と呼ぶ。

○ 事業継続計画（BCP）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

○ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

○ 指定(地方)公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で、国及び都道府県知事が指定する機関。

新型インフルエンザ等が発生した時に国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

○ 症例定義

国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。

なお「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染

症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新型コロナウイルス感染症

ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）を病原体とする感染症。

令和2年に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行により特措法に位置付けられたが、令和5年5月7日付けて感染症法上の分類を2類から5類に引き下げられ、特措法から除外された。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び

動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ ソーシャルキャピタルの醸成

ソーシャルキャピタルとは、共通の目標に向けて協調行動を促すことにより、社会の効率を高め、成長や開発、またその持続にとって有用に働く社会関係上の資源を意味する。他者との間の信頼、相互的な規範、対等で開放的な市民参加といった特徴が社会に蓄積されているほど効率や信頼が高くなる。

●タ 行

○ WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

●ナ 行

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

●ハ 行

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウィルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

○ 飛沫核（空気）感染

飛沫核感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空气中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空气中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空气中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ フェーズ

感染の広がり度合いを示す指標。世界保健機関（WHO）が、感染が世界的に大流

行する危険性や、事前対策を実施する必要性について知らせることを目的として、警戒レベルを1～6の6段階に分類している。その指定はWHOの事務局長が行う。

フェーズ1「ヒト感染のリスクが低い」

フェーズ2「ヒト感染のリスクはより高い」

フェーズ3「ヒトからヒトへの感染は無いか、極めて限定されている」

フェーズ4「小規模な集団感染の発生」

フェーズ5「より大きな集団感染の発生と世界的大流行につながる危険性がある」

フェーズ6「世界的大流行が発生し、急速に感染が拡大する状態」

○ ブリーフィング

報道機関に対して要旨の状況説明を行うこと。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ 保健所設置市

地域保健法第5条第1項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。

○ ポストパンデミック

新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）が終息に向かい、感染力が季節性インフルエンザと同等程度になった状態。